

条 例

議会の議決を経た「千曲市介護保険条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第9号

千曲市介護保険条例の一部を改正する条例

千曲市介護保険条例（平成15年千曲市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「30,900円」を「28,119円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「40,170円」を「42,333円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「46,350円」を「42,642円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第7号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「次号イ又は第9号イ」を「、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「123,600円」を「126,690円」に改め、同号を同項第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 123,600円

- ア 合計所得金額が700万円未満である者で、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第1項第9号中「108,150円」を「111,240円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 108,150円

- ア 合計所得金額が500万円未満である者で、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第2条第1項第8号中「92,700円」を「95,790円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は次号イ」を「次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 92,700円

ア 合計所得金額が300万円未満である者で、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,540円」を「17,613円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「30,900円」を「29,973円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「43,260円」を「42,333円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第8号」を「第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千曲市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。